

(定款第10条及び第25条関係)

社会福祉法人 嘉島町社会福祉協議会役員等で非常勤の者の

報酬に関する規程

第1条 社会福祉法人嘉島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等で非常勤の者の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、「役員等」とは次の各号に掲げる者をいう。

(1) 定款第18条に規定する役員

第3条 役員等に対しては、原則として報酬は支給しない。

ただし、役員のうち監事については、社会福祉法人嘉島町社会福祉協議会役員等で非常勤の者の費用弁償に関する規程第3条に基づく。

補則

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から実施する。